

令和6年度介護人材確保育成事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県が実施する介護人材確保育成事業を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

求職者等を、派遣会社を通じて県内の介護施設・事業所（以下「施設等」という。）に介護職員として派遣し、就業しながら研修を受講させることで継続的な就労に結びつけ、介護施設における人材の確保と介護専門職員の負担軽減を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

県が、人材派遣会社に事業を委託し実施する。

(3) 雇用予定者数

無資格者、潜在的有資格者及び資格取得希望者を合わせて270名以上。

(内訳は、概ね無資格者160名、潜在的有資格者30名、資格取得希望者80名)

※「無資格者」とは、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれも修了していない者及び介護福祉士又は看護師の資格を有していない者

※「潜在的有資格者」とは、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれかを修了している者及び介護福祉士又は看護師の資格を有しながら、介護分野の仕事に未就労の者

※「資格取得希望者」とは、県内の施設等で介護業務以外の周辺業務（調理補助、清掃など）に従事している者

(4) 委託業務の主な内容

- ①派遣労働者及び施設等で介護業務に従事していない就業中の者の公募、選考及び登録等
 - ②派遣先介護施設・事業所の開拓
 - ③派遣労働者と派遣先介護施設・事業所との連絡・調整
 - ④派遣労働者との雇用契約、派遣先介護施設・事業所との労働者派遣契約（紹介予定派遣契約）の締結
 - ⑤派遣（労務管理、給与等支払等）
 - ⑥派遣労働者等に対する介護職員初任者研修、復職者向け研修の実施
（研修の実施は他の研修機関に委託できるものとする）
 - ⑦派遣期間終了後の派遣労働者の直接雇用に向けた取組み
 - ⑧アンケート等により事業効果を別途調査、報告
- ※詳細は「令和6年度介護人材確保育成事業業務委託仕様書（案）」参照

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行できるものであること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (5) 職業安定法による有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。

5 委託料

152,214,585円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（対象経費）

- ①派遣労働者に係る研修受講時間分の給与
無資格者については時給1,200円を上限に、潜在的有資格者については時給1,350円を上限とし、支給額は派遣先介護施設・事業所の給与体系に準じた額
- ②派遣労働者に係る通勤手当
- ③派遣労働者に係る社会保険料等事業主負担分
- ④介護職員初任者研修、復職者向け研修費用
- ⑤本事業に係る委託事業者の人件費等諸経費
- ⑥委託費にかかる消費税及び地方消費税額

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ①令和6年度介護人材確保育成事業業務委託応募申請書（様式第1号）
- ②令和6年度介護人材確保育成事業に係る業務委託企画提案書（様式第2号）
- ③令和6年度介護人材確保育成事業業務委託経費積算書（様式第3号）
- ④応募資格等確認用書類 ※証明書等は、申請日前3月以内に交付されたものとする。
 - ア 応募資格誓約書（様式第4号）
 - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
 - エ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は外

国人登録証の写し)

- ⑤事業実績書（様式第5号）
- ⑥個人情報の管理体制について（様式第6号）
- ⑦その他提案事業の参考となる資料（様式第7号）
- ⑧会社概要書（様式第8号）
- ⑨直近3カ年度の事業報告書、決算書（事業年度が3年に満たない事業者にあつては、現に保有する事業報告書、決算書）

(2) 提出部数及び提出方法

6部（正本1部、副本5部）

※持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

※持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和6年3月15日（金） 午後5時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉政策課 福祉人材確保室
〒310-0855 茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-3197 FAX 029-301-3179
E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があつた場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付及び回答

本要領は仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月8日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉政策課福祉人材確保室宛に

提出すること。

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-3179

(3) 提出書類

質問書（様式第 10 号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又は FAX で回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。
- ③企画提案提出者は、当該提案について必要に応じプレゼンテーションを行う。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1 受託候補者を選定し、選定後速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
1 本事業の位置づけに対する認識	①介護職員の雇用情勢や課題を的確に把握しているか。 ②事業の趣旨・目的が理解されているか。
2 実施体制及び事業実施のスケジュール	③責任者や事業実施時の体制は妥当であり、業務遂行に無理がないか。 ④業務の流れの中で、法律や要領等に抵触する点はないか。また実行性はあるか。 ⑤スケジュールに無理が無く、十分に実施可能であるか。
3 福祉・介護人材の派遣実績	⑥同種、類似事業について豊富な経験、ノウハウを持っているか。 ⑦都道府県等から類似事業の委託はあるか。その実績はどうか。
4 派遣する労働者の募集方法、選考方法	⑧求職者に対する周知方法は実現性のあるものか。 ⑨就業意欲のある者等を概ね 270 名集めることは可能か。 ⑩派遣者の選考方法は適切か。
5 就労先等の募集、選定方法	⑪就労先の募集について、直接雇用につながるような介護施設等を募る方法となっているか。 ⑫概ね 190 名の派遣者の就労先の開拓ができるか。また、すでに就労している者も介護職員初任者研修が受講できるよう、介護施設等への周知は十分に行えるか。
6 求職者と就労先とのマッチング方法	⑬派遣者と介護施設等とのマッチング方法は適切か。 ⑭派遣者と介護施設等との mismatch を防止する取組や工夫があるか。

7 派遣者のフォロー	⑮派遣者の派遣期間中のフォローは適切か。
8 介護職員初任者研修及び復職者向け研修の実施方法	⑯介護職員初任者研修及び復職者向け研修の実施方法は適切か。 ⑰派遣期間内に研修が完了するような日程となっているか。
9 派遣期間終了後の労働者の直接雇用に向けた取組	⑱派遣期間終了後の直接雇用に向けた支援方法はあるか。
10 本事業で得た情報のセキュリティ対策	⑲事務室内外でのセキュリティ対策が十分に考慮されているか。
11 経費積算の妥当性	⑳所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩や、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。